

生食輸発1020第1号  
平成27年10月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(コロンビア産生鮮コーヒー豆の2, 4-D、中国産ねぎのピリダベン、養殖えびの  
スルファメトキサゾール及びさといも(タロイモ)のクロルピリホス)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27  
年10月8日付け生食輸発1008第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、コロンビア産生鮮コーヒー豆及び中国  
産乾燥ねぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目  
について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を  
30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者  
及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産養殖えびのス  
ルファメトキサゾールの項及び中国産さといも(タロイモ)のクロルピリホスの項  
を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出 者及び包装者
平成27年10月20日	コロンビア	生鮮コーヒー豆	残留農薬 (2, 4-D)	COMPANIA CAFETERA LA MESETA S. A.
平成27年10月20日	中国	ねぎ(わけぎを含む。)及びそ の加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ピリダベン)	JIANGSU NATURAL FOODS CO., LTD.